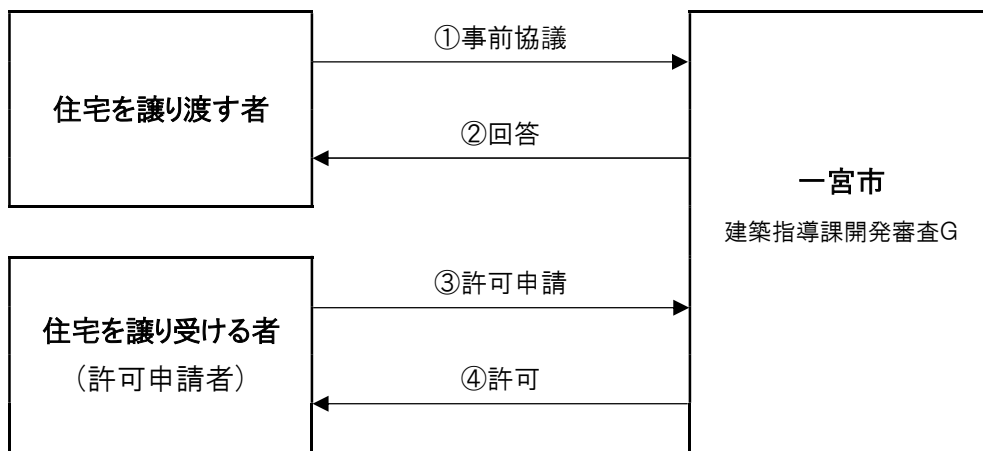


一宮市開発審査会基準第 14 号に基づく許可申請について

許可申請の前に、①住宅を譲り渡す者に対する下記事項について審議致します。

- 法的な手続きを経て建築された住宅であるか(離れ・車庫・物置等の附属建築物も含む)
- 建築後原則 10 年以上適正利用されているか
- 譲り渡す理由として社会通念上やむを得ない事情があるか

②譲り渡す者に対する要件が認められる旨回答をしたもの限り、③住宅を譲り受ける者が許可申請を行います。なお、①～②については3～4週間程度を要しますので、手続きは余裕を持って行っていただくをお願いします。



事前協議資料として、下記の書類を提出してください。

理由書(住宅をやむを得ず手放すことに至った経緯・理由)

※ 社会通念上やむを得ない事情を証明する資料

※ 付近見取図

※ 公図の写し

都市計画法許可書・図面等の写し

確認通知書(検査済証)・図面等の写し

※ 土地登記事項証明書

※ 建物登記事項証明書又は固定資産証明書

住民票(世帯全員のもの)

現地写真(敷地全体、主たる建築物(4面:東西南北)、附属建築物が確認できるもの)

競売、公売、破産物件の購入をお考えの方は※の書類を提出ください。

【問い合わせ先】

一宮市建築部建築指導課

開発審査グループ

電話:0586-28-8646(直通)